



宮 崎 県 公 報

平成31年1月15日(火曜日) 第 3063 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

規 則

○知事が保有する公文書の開示等に関する規則及び知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則……………(総務課) 1

告 示

○指定障害福祉サービス事業者の指定……………(障がい福祉課) 2
○民有林の保安林の指定予定……………(自然環境課) 2
○保安林の指定解除の予定の通知……………(“ ”) 3

頁

○道路の区域の変更……………(道路保全課) 3
○道路の供用の開始(2件)……………(“ ”) 3
○道路の占用を制限する区域の指定……………(“ ”) 3
○建築基準法に基づく道路の位置の指定……………(建築住宅課) 4
○宮崎県証紙売りさばき人の指定の取消し……………(会計課) 4

公 告

○土地改良区の役員の就退任の届出……………(農村整備課) 4
○土地改良区の解散……………(“ ”) 5
○土地改良区の清算人の就任の届出……………(“ ”) 5
○開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) 5

規 則

知事が保有する公文書の開示等に関する規則及び知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年1月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第2号

知事が保有する公文書の開示等に関する規則及び知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

(知事が保有する公文書の開示等に関する規則の一部改正)

第1条 知事が保有する公文書の開示等に関する規則(平成12年宮崎県規則第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表(第13条関係)			別表(第13条関係)		
公文書の種別	交付する写し	金額	公文書の種別	交付する写し	金額
1 文書、図画又は写真	ア 複写機により複写した もの(単色刷りで、 <u>日本 工業規格A列3番以下</u> の大きさの用紙によるもの に限る。)	[略]	1 文書、図画又は写真	ア 複写機により複写した もの(単色刷りで、 <u>日本 産業規格A列3番以下</u> の大きさの用紙によるもの に限る。)	[略]
	イ 複写機により複写した もの(多色刷りで、 <u>日本 工業規格A列3番以下</u> の大きさの用紙によるもの に限る。)	[略]		イ 複写機により複写した もの(多色刷りで、 <u>日本 産業規格A列3番以下</u> の大きさの用紙によるもの に限る。)	[略]
	[略]			[略]	
2 電磁的記録	ア 印刷物として出力した もの(単色刷りで、 <u>日本 工業規格A列3番以下</u> の大きさの用紙によるもの に限る。)	[略]	2 電磁的記録	ア 印刷物として出力した もの(単色刷りで、 <u>日本 産業規格A列3番以下</u> の大きさの用紙によるもの に限る。)	[略]
	イ 印刷物として出力した もの(多色刷りで、 <u>日本 工業規格A列3番以下</u> の大きさの用紙によるもの に限る。)	[略]		イ 印刷物として出力した もの(多色刷りで、 <u>日本 産業規格A列3番以下</u> の大きさの用紙によるもの に限る。)	[略]

[略] [略] [略]	[略] [略] [略]
-------------------	-------------------

(知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正)

第 2 条 知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成15年宮崎県規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表（第13条の2関係）			別表（第13条の2関係）		
公文書の種別	交付する写し	金額	公文書の種別	交付する写し	金額
1 文書、図画又は写真	ア 複写機により複写したもの（単色刷りで、 <u>日本工業規格A列3番以下の</u> 大きさの用紙によるものに限る。）	[略]	1 文書、図画又は写真	ア 複写機により複写したもの（単色刷りで、 <u>日本産業規格A列3番以下の</u> 大きさの用紙によるものに限る。）	[略]
	イ 複写機により複写したもの（多色刷りで、 <u>日本工業規格A列3番以下の</u> 大きさの用紙によるものに限る。）	[略]		イ 複写機により複写したもの（多色刷りで、 <u>日本産業規格A列3番以下の</u> 大きさの用紙によるものに限る。）	[略]
[略]			[略]		
2 電磁的記録	ア 印刷物として出力したもの（単色刷りで、 <u>日本工業規格A列3番以下の</u> 大きさの用紙によるものに限る。）	[略]	2 電磁的記録	ア 印刷物として出力したもの（単色刷りで、 <u>日本産業規格A列3番以下の</u> 大きさの用紙によるものに限る。）	[略]
	イ 印刷物として出力したもの（多色刷りで、 <u>日本工業規格A列3番以下の</u> 大きさの用紙によるものに限る。）	[略]		イ 印刷物として出力したもの（多色刷りで、 <u>日本産業規格A列3番以下の</u> 大きさの用紙によるものに限る。）	[略]
[略]			[略]		

附 則

この規則は、平成31年7月1日から施行する。

告 示

宮崎県告示第14号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成31年 1 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4511700116	えがおの里	北諸県郡三股町大字樺山4672番地50	特定非営利活動法人笑福会	北諸県郡三股町大字樺山4672番地50	平成30年12月19日	就労継続支援 B 型
4520600679	グループホームふれっそ	日向市平野町 1 丁目 5 番地	有限会社ジャカラ	日向市浜町 3 丁目 57 番地	平成31年 1 月 1 日	共同生活援助

宮崎県告示第15号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成31年1月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町山陰字竹ノ本乙2516
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第16号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成31年1月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 解除予定保安林の所在場所 宮崎市高岡町浦之名字坂ノ下 941-5、952-4、952-5
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 農道用地とするため

宮崎県告示第17号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成31年1月15日から同年同月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年1月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
2	県道	都城隼人線	都城市平塚町3028番25地先から同市同町3085番6地先まで	旧	12.5～54.3	486.8
					29.9～52.5	483.2
				新	29.9～65.2	483.2

宮崎県告示第18号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成31年1月15日から同年同月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年1月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	327号	東臼杵郡椎葉村大字松尾字小ヶ倉975番2地先から同郡同村同大字同字 975番59地先まで	平成31年1月16日

宮崎県告示第19号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成31年1月15日から同年同月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年1月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
2	県道	都城隼人線	都城市平塚町3028番25地先から同市同町3085番6地先まで	平成31年1月15日

宮崎県告示第20号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成31年1月15日から同年同月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年1月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	都城隼人線	都城市平塚町3028番25地先から同市同町3085番6地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮

設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成31年1月30日

宮崎県告示第21号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成31年1月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	申請者氏名	位置	道路の概要 (メートル)		指定年月日
			幅員	延長	
(小林) 30-4	株式会社 栄興住宅 代表取締役 原田武寛	小林市堤字内侍塚 3427番8、3427番 9、3427番14、34 27番8地先里道	6.04 ～ 7.87	79.25	平成30 年12月 19日

宮崎県告示第22号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第12条第 1 項の規定により、次のとおり収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

平成31年1月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定を取り消した売りさばき人の氏名	指定を取り消した売りさばきをする場所	指定取消年月日
今村礼子	延岡市愛宕町 2 丁目15 延岡総合庁舎内	平成30年12月 31日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、蓼池土地改良区（三股町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成31年1月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	内村 充	北諸県郡三股町大字蓼池3444番地
理事	假屋 宗男	北諸県郡三股町大字長田2135番地 2

理事	山元 厚生	北諸県郡三股町大字蓼池2338番地 5
理事	内田 明廣	北諸県郡三股町大字蓼池3438番地 9
理事	福永 幸正	北諸県郡三股町大字蓼池3425番地
理事	福永 均	北諸県郡三股町大字蓼池3499番地 4
理事	小林 正美	北諸県郡三股町大字餅原1240番地
理事	猿渡 征夫	北諸県郡三股町大字餅原 956番地 14
理事	才田 利廣	北諸県郡三股町大字餅原1021番地 3
理事	今村 實宣	北諸県郡三股町大字長田2587番地 1
監事	福永 廣文	北諸県郡三股町大字蓼池3483番地 1
監事	杉野 満	北諸県郡三股町大字餅原1243番地 3
監事	西村 幸一	北諸県郡三股町大字餅原 169番地

(任期：平成34年11月14日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	内村 充	北諸県郡三股町大字蓼池3444番地
理事	西村 登	北諸県郡三股町大字餅原 146番地 2
理事	山元 厚生	北諸県郡三股町大字蓼池2338番地 5
理事	柳橋 藤雄	北諸県郡三股町大字蓼池2237番地
理事	有村 治通	北諸県郡三股町大字蓼池2209番地
理事	西村 幸一	北諸県郡三股町大字餅原 169番地
理事	小林 正美	北諸県郡三股町大字餅原1240番地
理事	内田 明廣	北諸県郡三股町大字蓼池3438番地 9

理 事	福 永 幸 正	北諸県郡三股町大字蓼池3425番地	<table border="1"> <tr> <td>開発区域又は工区に含まれる地域の名称</td> <td>開発許可を受けた者の住所及び名称</td> </tr> <tr> <td>児湯郡高鍋町大字北高鍋字今嶋3383番2、3383番3、3383番4、3383番5</td> <td>宮崎市堀川町 195番地 株式会社マエムラ 代表取締役 前村 幸夫</td> </tr> </table>	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称	児湯郡高鍋町大字北高鍋字今嶋3383番2、3383番3、3383番4、3383番5	宮崎市堀川町 195番地 株式会社マエムラ 代表取締役 前村 幸夫									
開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称															
児湯郡高鍋町大字北高鍋字今嶋3383番2、3383番3、3383番4、3383番5	宮崎市堀川町 195番地 株式会社マエムラ 代表取締役 前村 幸夫															
理 事	小 園 泰 治	北諸県郡三股町大字蓼池3490番地														
理 事	今 村 實 宣	北諸県郡三股町大字長田2587番地 1														
理 事	小 林 謙 二 郎	北諸県郡三股町大字長田2448番地														
監 事	福 永 廣 文	北諸県郡三股町大字蓼池3483番地 1														
監 事	假 屋 宗 男	北諸県郡三股町大字長田2135番地 2														
監 事	杉 尾 満	北諸県郡三股町大字餅原1243番地 3														
<p>土地改良法（昭和24年法律第 195号）第67条第 1 項第 1 号の規定により、尾八重野土地改良区（えびの市）が解散した。</p> <p>平成31年 1月15日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p>																
<p>土地改良法（昭和24年法律第 195号）第68条第 4 項において準用する同法第18条第16項の規定により、尾八重野土地改良区（えびの市）の清算人の就任について次のとおり届出があった。</p> <p>平成31年 1月15日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p> <p>1 就任した清算人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏 名</th> <th>住 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野 口 英 二</td> <td>えびの市大字東長江浦 888</td> </tr> <tr> <td>南 濱 勝 則</td> <td>えびの市大字東長江浦1652- 139</td> </tr> <tr> <td>本 田 英 俊</td> <td>えびの市大字東長江浦1676- 797</td> </tr> <tr> <td>山 田 尚 幸</td> <td>えびの市大字東長江浦1676- 374</td> </tr> <tr> <td>松 形 哲 至</td> <td>えびの市大字東長江浦1676- 790</td> </tr> <tr> <td>奥 松 文 雄</td> <td>えびの市大字東長江浦1652-24</td> </tr> </tbody> </table>			氏 名	住 所	野 口 英 二	えびの市大字東長江浦 888	南 濱 勝 則	えびの市大字東長江浦1652- 139	本 田 英 俊	えびの市大字東長江浦1676- 797	山 田 尚 幸	えびの市大字東長江浦1676- 374	松 形 哲 至	えびの市大字東長江浦1676- 790	奥 松 文 雄	えびの市大字東長江浦1652-24
氏 名	住 所															
野 口 英 二	えびの市大字東長江浦 888															
南 濱 勝 則	えびの市大字東長江浦1652- 139															
本 田 英 俊	えびの市大字東長江浦1676- 797															
山 田 尚 幸	えびの市大字東長江浦1676- 374															
松 形 哲 至	えびの市大字東長江浦1676- 790															
奥 松 文 雄	えびの市大字東長江浦1652-24															
<p>都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。</p> <p>平成31年 1月15日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p>																

--	--